

平成30年6月定例会

請願・陳情参考資料

(平成30年6月15日)

福祉保健部

陳情 (新規)

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
30年—6号 (30.4.26)	福祉保健	鳥取県受動喫煙防止条例の制定について 倉吉市 (個人)	<p>1 鳥取県としては、議員提案で平成22年6月に定めた「鳥取県がん対策推進条例」において、県が取り組むがん予防施策として、分煙・喫煙の制限による望まない受動喫煙防止の推進を定め取り組んできたところ。</p> <p>【がん対策推進条例】 第8条 県は、がんの予防及び早期発見に資するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。 (7) 禁煙に取り組もうとする者への支援及び分煙、喫煙の制限等による受動喫煙防止対策の推進</p> <p>【県の取組】 ○健康づくり応援施設の認定 「運動・食事・禁煙」の各分野において認定基準を満たすものとして県が施設を認定。禁煙分野については、平成29年度末現在で、1,965施設を認定。 ○県民への啓発活動 ・世界禁煙デー(5月31日)に合わせた県内大型店舗等でのキャンペーン活動の実施等。 ・平成30年度は、5月27日(日)に、厚生労働省と県の主催で「世界禁煙デー記念イベント2018 in 鳥取」を開催。</p> <p>2 今年度を始期とする「第3次鳥取県がん対策推進計画」「第3次健康づくり文化創造プラン」においても、受動喫煙対策を一層強化することとし目標数値も掲げている。</p> <p>【目標数値】 医療機関、学校、行政機関、飲食店等の各場所において受動喫煙を経験した者の割合 平成35年：0% (飲食店は10%未満) (平成28年度調査時1.2%~34.7%)</p> <p>3 受動喫煙防止対策については、「望まない受動喫煙をなくすこと」、「受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者等へ配慮すること」、「施設の類型・場所(多数の者が利用する施設等)ごとに対策を実施すること」の3つの柱を基本的な考え方とした「健康増進法」の改正法案が今国会で審議されているところであり、県においては、改正法に沿って、適切に対応してまいりたい。</p>

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
30年—9号 (30. 5. 16)	福祉保健	<p>青少年健全育成基本法制定を求める意見書の提出について</p> <p>全日本青少年育成アドバイザー連合会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 現在、自民党内の調査会において「青少年健全育成基本法案」（以下「基本法案」という。）が検討されている。青少年の健全育成は普遍的な課題であり、既存及び将来の法令整備の基礎とすべき基本的な考え方を明確にするため、基本法の制定が必要であるとしているもの。 2 検討中の基本法案では、①基本理念、②国の責務、③地方公共団体の責務、④保護者等の責務、⑤総合的な施策の推進と体制整備を定める見込みであり、条文案が定まりつつある状況。 3 昭和55年に制定された鳥取県青少年健全育成条例においては、上記③、④と同義の規定を定めている。 4 また、平成21年に制定された『子ども・若者育成支援推進法』（以下「子若法」という。）では、上記①、②、③、⑤と同義のことが規定されている。なお、子若法は子ども・若者の健全育成をベースにその「支援」のための施策推進を目的とする法律であり、国会審議の過程でも法律名が「青少年総合対策推進法」から変更されるなど、人権に一層の配慮を置きつつ、より広く困難を抱える者へ支援を行っていく規定に修正されている。 5 自民党においては、過去には子若法の改正による基本法制定を検討したこともあったが、今回は子若法とは切り離して新法制定を計画しており、その主眼は今回の陳情の趣旨と同様に「健全育成」に置かれている。 6 このことから基本法案を所管する内閣府においては、子若法との関連について具体的な動きはなく、調査会における検討の動向を見守っている状況にあり、本県としても現時点では内閣府と同様に調査会の動向を注視している。